

エレベーター保守業務委託 特記仕様書

I. 業務概要

1. 委託業務の名称 エレベーター保守業務委託
2. 履行場所 秋田市手形住吉町3番6号
3. 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
4. 適用 本仕様書に記載されていない事項については、建築保全業務委託共通仕様書による。

II. 業務担当者

建築基準法第12条に定める昇降機等検査員資格者証を有する者を業務担当者として2名以上配置すること。

III. 業務範囲

1. 業務対象 1, 2号機、小荷物専用昇降機 計3機
(詳細仕様、付加装置については「別紙1」による。)
2. 契約方式 POG契約とする。
3. 点検内容 建築保全業務共通仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)に基づく「定期点検」及び建築基準法に基づく「定期検査」(「定期検査」は、「昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件」(平成20年3月10日国土交通省告示第283号)に基づき実施し、管理者に報告書を提出すること。)
不定期の故障についても、速やかに対応すること。
遠隔監視システム信号の受信報告(翌月定期点検時)。
4. 点検回数 定期点検: 月1回(年12回)
※このうち1回は定期点検に代えて定期検査を実施すること。

IV. その他

【消耗品・修理品】

1. 消耗品以外の部品については発注者が負担する。ただし、保守上の不備等、受注者の責任に帰する故障については、受注者の責任においてこれを負担するものとする。
2. 本委託業務以外の修理については、別途契約するものとする。

3. 消耗品・修理品は製造者指定品を使用し、製造者仕様以外の改造は行わないこと。

【事故等の措置】

1. エレベーター保守管理会社は、1、2号機に遠隔監視システムを設置し、ここからの信号を情報センター等で受信可能とすること。情報センター等では、かご内のインターホンと直接通話できる装置を具備していること。遠隔監視システムに要する回線の確保、費用等は受注者の負担で実施すること。

尚、信号内容としては下記の通りとする。

- ①閉じ込め異常
- ②起動不能
- ③戸開閉不良及び同復旧
- ④安全装置作動
- ⑤着床不良
- ⑥地震管制運転及び同復旧
- ⑦冠水管制運転及び同復旧
- ⑧停電管制運転及び同復旧

2. 故障等の緊急事態に備え適切な処置が行えるような体制を確保すること。閉じこめ事故や故障等で連絡を受けた時、又は遠隔監視システムにより異常を受信した場合は、庁舎へ最短で出動できる技術者に指令し、速やかに（30分以内）に到着し当該対策作業にとりかかること。

【協議】

1. この仕様書に定めのない事項、又は仕様に疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。